

令和 7 年度地域公共交通計画認定申請（フィーダー補助活用）について

【概要】

- 令和 7 年事業年度（R 6. 1 0. 1～R 7. 9. 3 0）運行分の補助金（フィーダー）の交付を受けようとする場合、国土交通大臣より事前に計画認定を受ける必要があります。
- 計画認定申請書を提出する際には、令和 7 年事業年度より地域公共交通計画の策定（補助系統の位置づけも含みます。）が必須となっております。
なお、申請者は、当町地域公共交通会議になります。
- 当該申請については、当町公共交通会議においてご承認され、令和 4 年 3 月策定した地域公共交通計画で補助系統の位置づけを行っているデマンド交通「チョイソコいながわ」のみとなります。
- 令和 6 年度第 1 回当町公共交通会議でご説明しました「杉生線」に係る申請については、第 3 回当会議（令和 6 年 7 月 1 9 日（金）開催）において、「杉生線」の位置づけを記載した地域公共交通計画の変更について、ご承認いただいた後、下記スケジュールのとおり、所定の手続きをもって認定し、デマンド交通「チョイソコいながわ」と併せて令和 7 年度事業より交付される予定となっております。

【スケジュール】

- ・ 令和 6 年 6 月承認後 R 7 フィーダー計画認定申請（「チョイソコいながわ」のみ）
 - ・ 令和 6 年 7 月承認後 地域公共交通計画変更（杉生線旅客運送サービス継続事業を位置づけ）
 - ・ 令和 6 年 7 月下旬 サービス継続計画策定・認定申請
 - ・ 令和 6 年 8 月上旬 サービス継続計画大臣認定
 - ・ 令和 6 年 8 月下旬 R 7 フィーダー計画変更認定申請（「杉生線」追加）
- 当該申請においては、当町公共交通会議で協議を経て、計画認定申請書を提出する必要がありますので、この度書面決議においてご対応させていただきます。
 - 計画認定申請に際しての協議事項は、次ページに記載している地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に係る内容（（3）地域公共交通計画 別紙）についてご意見を聴取させていただき、賛否についてお諮りさせていただきます。

【参考資料】

- ・ 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット
- ・ フィーダー補助制度の概要

地域公共交通会議において協議すべき事項

＜地域公共交通計画本体＞ **※承認済のため、協議不要。**

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 上記の位置づけ・役割を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

⇒ 上記内容については、別添「(2) 補助要綱規定事項一覧表」のとおり。

なお、令和 4 年 3 月策定 地域公共交通計画（デマンド交通「チョイソコいながわ」）で承認済（該当ページ別添（2-2）地域公共交通計画本体の該当ページ部抜粋 参照）であるため、協議不要。

「杉生線」の位置づけについては、令和 6 年 7 月 19 日開催第 3 回当町地域公共交通会議にてお諮りし、対応予定。

＜地域公共交通計画別紙＞ **※当該申請に係る協議事項。**

- 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 補助系統の概要及び運送予定者
- 補助系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

⇒ 上記内容については、別添「(3) 地域公共交通計画 別紙」のとおり。

当該申請内容については、別添「様式 1 書面表決書」にてご意見等記載の上、賛否についてご回答お願い申し上げます。

委員各位からのご意見等を踏まえ、提出期日（令和 6 年 6 月 28 日）までに令和 7 年度事業の計画認定申請書（別添（1）～（6））をご提出させていただきます。今後、申請書審査の過程において様式や表現当の軽微な修正等については、事務局に一任をお願い申し上げます。